

議案第19号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立桜田小学校学童クラブの項中「60人」を「160人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

平成31年4月1日開設予定の桜田小学校敷地内に設置する放課後児童クラブについて、定員を久喜市放課後児童クラブ条例に位置付ける必要があるため、この案を提出するものであります。